

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年12月22日
<b>【会社名】</b>	株式会社丸山製作所
<b>【英訳名】</b>	MARUYAMA MFG. CO., INC.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 尾頭 正伸
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区内神田三丁目4番15号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

### (1) 財務報告に係る内部統制の整備・運用の責任者

代表取締役社長尾頭正伸は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備運用に責任を有しております。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

### (2) 内部統制の限界に関する確認事項

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することが出来ない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

### (1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成22年9月30日を基準日として行いました。

### (2) 財務報告に係る内部統制の評価実施に当たり準拠した基準

一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

### (3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

本評価においては同上意見書に示されている内部統制の評価の基準及び実施基準に基づき、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

### (4) 財務報告に係る内部統制の範囲

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価対象は前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）95%を超える事業拠点とする方針に従って評価しました。

対象の事業拠点は、(株)丸山製作所とマルヤマエクセル(株)としました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果をふまえ、売上高を指標に、概ね2/3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセスや、見積りや予測をともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社代表取締役社長尾頭正伸は、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。